

# 家賃減免申請書

受付印

(あて先) 札幌市長

申請月 平成 年 月から家賃の減免を申請します。

平成 年 月 日

## 1 住宅・世帯員の状況等

区	区	団地名	団地	棟	号室	自宅の電話						
世帯員の氏名 (別居扶養者含む)						続柄	生年月日 (該当するものを○で囲む)	年齢	職業 (会社名を記入)	配偶者のいない方は○をつける 未婚 離別 死別		
						名義人	明・大・昭・平 年 月 日					
							明・大・昭・平 年 月 日					
							明・大・昭・平 年 月 日					
							明・大・昭・平 年 月 日					
							明・大・昭・平 年 月 日					
							明・大・昭・平 年 月 日					

## 2 世帯の収入及び控除

世帯員の収入 (該当するものを全て○で囲む)	
仕事等	給与・報酬・事業・不動産・資産運用・個人売買・その他 ( )
年金	国民・厚生・共済・恩給・基金・企業・遺族・障害・労災・保険契約・その他 ( )
給付金等	雇用保険・各種訓練・傷病手当金・休業補償・保険金収入・生活保護の住宅扶助費・その他 ( )
仕送り	(相手 ) から、月 ( ) 円の仕送りを受けている。
※ 世帯に全く収入がない。(児童及び介護に関する手当・養育費・利子・借入金は収入に含めません。)	
世帯員の控除 (該当するものを全て○で囲む)	
医療費控除	申請月から過去1年間の入院及び入所の領収書 ( 年 円程度 )
障害者控除	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳

## 3 申請の理由

収入状況等 (収入の変動や見込みを現状で記入してください)

【裏面をご確認のうえ、書類を添付してご提出ください。】

## 申請に必要な書類（代表的なもの）

### (1) 給与収入

(ア) 「源泉徴収票」… 昨年1月1日以前から同じ職場で継続している場合となります。

※ 昨年1月2日から現在までに、中途就職及び休職期間及び雇用形態の変動等があった場合は、「給与所得の源泉徴収票」は使用できませんのでご注意ください。

(イ) 「給与支払証明書」… 昨年1月2日から現在までに、中途就職及び休職期間及び雇用形態の変動等があった場合は、実績（直近1年内）の証明。

(ウ) 「給与明細」… (イ)の代わりに給与明細にて証明をする場合は、実績（直近1年内）の全ての給与及び賞与の明細。

※ 退職した場合は、「退職時の最終給与明細」と「退職証明・離職票・雇用保険受給資格者証など」が必要です。

### (2) 事業所得・報酬

(ア) 「確定申告書の控」… 昨年1月1日以前から事業を継続している場合となります。

(イ) 「事業収入明細書」… 確定申告をしていない場合や開業して1年未満の場合は、収入及び必要経費から収支を計算して事業収入明細書に記載・押印し、帳簿を添付してください。

※ 廃業した場合は、「廃業届出書」が必要です。

### (3) 年金収入

該当のもの  
1つ

「年金振込通知書・改定通知書」… 直近のもの。  
「源泉徴収票」… 昨年の途中から年金を受給し始めた場合は、「公的年金の源泉徴収票」は使用できませんのでご注意ください。  
「口座振込通帳」… 通知書を紛失された場合は、年金が入金される通帳でも対応します。氏名・直近の金額を確認できること。

### (4) 給付金等

「雇用保険受給資格者証・支給決定通知書」… 氏名、金額、直近の支給状況が確認できること。  
(雇用保険受給資格者証の場合は両面コピーです。)

### (5) 医療費控除

「領収書など」… 減免を希望する月から過去1年間の入院及び施設入所の領収書を確認します。なお、保険金・高額療養費等で補てんされる金額の通知も確認します。

### (6) 障害者控除

「障害者手帳など」… 氏名・等級（判定）を確認できること。

## 注 意 事 項

- 1 家賃減免申請は、減免を希望する月の月末までに申請してください。（納期限内有効）
- 2 表の家賃減免申請書に記入して、「申請に必要な書類」をコピーして公社又は現地集会所にご提出ください。
- 3 過去に提出した書類も必要となる場合がありますので、省略しないで添付してください。（決定が遅れる原因となります。）
- 4 書類の不備や不明な点があった場合は、文書や電話によりお知らせしますのでご連絡ください。（追加書類などをご案内します。）
- 5 各種控除の認定は、4月1日の年齢により判定します。
- 6 収入の所得計算は、4月1日の年齢で65歳以上又は64歳以下により、計算式が異なります。
- 7 家賃を納めた後に、減免が決定して納めすぎとなった場合、1～2か月程度で還付します。
- 8 減免期間中に失業、入院などがあつたときは、あらたに申請(変更申請)することができます。
- 9 減免期間中に家族構成や収入に変動があつたときは、決定した減免を変更(取消)することや再申請をしていただくことがあります。
- 10 減免期間終了後は、基本家賃に戻ります。再度希望する方は、終了する月から翌月末までに新たに申請が必要です。
- 11 申請事項が事実と相違する場合は、減額もしくは免除の決定を取り消すことがあります。
- 12 詐偽その他の不正行為により、家賃の全部又は一部の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科すことがあります。

ご不明な点は、札幌市中央区北1条西2丁目9番 オーク札幌ビル1階

(一財)札幌市住宅管理公社 家賃係 (電話 211-2355) にお問い合わせください。